

地方事務所及び地方事務所支部等における国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務に関する決裁規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方事務所及び地方事務所支部等における国選弁護及び国選付添（以下「国選弁護等」という。）並びに被害者国選弁護関連業務に関する決裁について、その権限及び事務配分を定めることにより、事務処理の適正化及び効率化を図ることを目的とする。

(地方事務所長の決裁事項)

第 2 条 地方事務所における次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、地方事務所長が決裁する。

(1) 弁護士との一般国選弁護人契約、一般国選付添人契約及び一般被害者参加弁護士契約の締結に関する事項（次のアからウまでに掲げる場合を除く。）

ア 弁護士会が日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 72 条第 5 項に基づき契約締結不相当との意見を回答した申込者について、契約の申込みを承諾する場合

イ 契約締結障害事由があること以外を理由として契約の申込みを拒絶する場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、地方事務所長が理事長の決裁を要すると判断した場合

(2) 業務方法書第 73 条第 8 項に基づき、作成すべき名簿の種類及び編成方式並びに国選弁護人及び国選付添人（以下「国選弁護人等」という。）並びに国選被害者参加弁護士の候補として指名する手順その他指名通知業務を迅速かつ確実に行うために定めるべき必要な事項

(3) 不服申立てに関する事項のうち地方事務所長が決裁を行うのが適切なものとして別に国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務運営細則（平成 18 年細則第 9 号。以下「細則」という。）で定める事項

(4) 理事長に報告すべき事項

2 前項第 4 号の理事長に報告すべき事項については、別に細則で定める。

(地方事務所事務局長の決裁事項)

第 3 条 地方事務所における次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、地方事務所事務局長が決裁する。

(1) 裁判所若しくは裁判長又は裁判官からの指名通知依頼に応じて指名通知すべき国選弁護人等の候補の決定

(2) 被害者参加人からの選定請求又は裁判所からの指名通知依頼に応じて指名通知すべき国選被害者参加弁護士の候補の決定又は指名通知をしないことの決定

(支部長の決裁事項)

第 4 条 不服申立てに関する事項のうち支部長が決裁を行うのが適切なものとして、別に細則

で定める事項については、支部長が決裁する。

(支部事務局長等の決裁事項)

第5条 地方事務所支部における第3条各号に掲げる事項に関する起案文書については、支部事務局長又は地方事務所事務局長が指定した者が決裁する。

(理事長等の決裁事項)

第6条 第2条第1項第1号アからウまでに定める場合において、地方事務所における国選弁護等及び被害者国選弁護関連業務に関する起案文書は、理事長が決裁する。

2 国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の報酬及び費用の算定に対する不服の申立てに関する事項(第2条第1項第3号及び第4条に掲げる事項を除く。)のうち、不服の理由、地方事務所長(支部の事件については支部長)の意見その他の事情に照らして特に重要なものに係る起案文書は、理事長が決裁し、その余のものに係る起案文書は、本部第二事業部長が決裁を行う。

3 前2項の規定により理事長が決裁する起案文書について、至急に決裁する必要がある場合で、理事長が出張、休暇その他の理由により直ちに当該起案文書の決裁をすることができないときは、当該起案文書の決裁については、文書決裁規程(平成18年規程第6号)第10条の定めるところによる。

4 前項の規定により代決をした者は、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後、速やかに、決裁を行うべき者に報告しなければならない。

(本部国選弁護課長及び本部犯罪被害者支援課長の決裁事項)

第7条 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、本部国選弁護課長が決裁を行う。

(1) 一般国選弁護人契約弁護士及び一般国選付添人契約弁護士に支払うべき報酬及び費用の算定(不服申立てによる再算定を除く。)

(2) 前号の算定に関する事項

2 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、本部犯罪被害者支援課長が決裁を行う。

(1) 一般被害者参加弁護士契約弁護士に支払うべき報酬及び費用の算定(不服申立てによる再算定を除く。)

(2) 前号の算定に関する事項

(代決)

第8条 至急に決裁する必要がある起案文書について、第2条から第5条まで及び前条の規定に基づき決裁を行うべき者が出張、休暇その他の理由により直ちに当該起案文書の決裁をすることができないときは、次の各号に掲げる決裁文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の代決により、当該起案文書に係る決裁に代えることができる。

(1) 地方事務所長の決裁を要する起案文書 当該地方事務所の副所長

(2) 地方事務所事務局長の決裁を要する起案文書 当該地方事務所の事務局長補佐、総務課長又は事務局長が指定した者

(3) 支部長の決裁を要する起案文書 当該支部の副支部長又は支部事務局長若しくは地方事務所の事務局長が指定した者

- (4) 支部事務局長の決裁を要する起案文書 当該支部の支部事務局長が指定した者又は地方事務所の事務局長が指定した者
 - (5) 本部国選弁護課長の決裁を要する起案文書 本部国選弁護課長補佐又は本部国選弁護課長が指定した者
 - (6) 本部犯罪被害者支援課長の決裁を要する起案文書 本部犯罪被害者支援課長補佐又は本部犯罪被害者支援課長が指定した者
- 2 前項の規定により代決をした者は、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後、速やかに、決裁を行うべき者に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年10月2日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年規程第9号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年規程第27号）

この規程は、平成19年10月30日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成20年規程第11号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年規程第22号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成23年規程第4号）

（施行期日等）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う会計規程等の一部を改正する規定は、平成22年12月1日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成25年規程第13号）

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和2年規程第16号）

この規程は、この規程による改正後の本則第3条第3号（同第5条で準用する場合を含む。）、同第7条及び第8条第5号（以下「改正後の本則第3条第3号等」という。）を除き、令和2年7月30日から施行する。改正後の本則第3条第3号等の施行日その他の改正後の本則第3条第3号等の施行にあたり必要な事項は別に理事長が決定する。

附 則（日本司法支援センター令和3年規程第1号）

この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に理事長が定める。

附 則（日本司法支援センター令和5年規程第13号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。